

令和 2 年度

第 1 回伊丹市都市景観審議会 会議録

開催日時	令和 2 年 11 月 13 日（金）午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分
開催場所	伊丹市役所 3 階 議員総会室
議事 及び 議決事項	・副会長の選任 ・伊丹市公共サインガイドラインの改定 ・デザイン審査小委員会の報告
	議決事項：田中栄治委員が副会長に選任された

会議出席者

伊丹市都市景観審議会委員	事務局
会 長 三輪 康一	都市活力部長 大西 俊己
副 会 長 田中 栄治	都市整備室長 木村 哲也
委 員 角松 生史	都市計画課長 小山 雅之
委 員 高野 鳳	都市計画課主査 上田 みのり
委 員 池田 利男	都市計画課主査 三浦 慎也
臨時委員 江尻 幹子	都市計画課 藤田 高弘

事 務 局	<p>皆様おはようございます。定刻ですので、ただ今より、令和 2 年度第 1 回伊丹市都市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙の中にも係わりませず、当審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から委員間の席の間、窓、扉の開放を行っております。あらかじめご了承ください。</p> <p>審議会については、議事に関係のある臨時委員も含め、現在、委員 8 名中 6 名がご出席でございます。過半数の委員の皆様にご出席いただいておりますので、伊丹市都市景観審議会規則第 6 条第 2 項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>さて、本日は、新しい任期での第 1 回目の審議会でございますので、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>お手元にお配りしております資料 1 の名簿をご覧くださいと存じます。</p>
-------	---

<p style="text-align: center;">部 長 事 務 局 会 長</p>	<p style="text-align: center;">《各委員の紹介》</p> <p>委員の皆様の任期は、令和4年（2022年）の3月31日までの2年間となっております。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、市の出席者及び事務職員をご紹介します。</p> <p style="text-align: center;">《市の出席者及び事務局職員の紹介》</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、都市活力部長より審議会開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">《部長挨拶》</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>皆様よろしくお願いいたします。</p> <p>議事に移る前に、伊丹市都市景観審議会の運営に関する規程第5条第3項に基づき会議録へご署名いただく方の決定ですが、</p> <p style="text-align: center;">《署名委員の指名》</p> <p>会議終了後、事務局で会議録を作成いたしますので、ご確認の上、ご署名をよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、本日の会議の公開・非公開についてですが、伊丹市都市景観審議会の運営に関する規程第3条第1項により、審議会の運営に関する会議及び伊丹市情報公開条例第7条各号に該当する非公開情報が含まれる場合を除き、原則公開することとなっております。</p> <p>本日は次第にございますように、3つの議事がございます。1つ目の議事であり、「副会長の選任」については審議会の運営に関することとして非公開。2つ目の議事であり「伊丹市公共サインガイドラインの改定」については公開。3つ目の議事であり「デザイン審査小委員会の報告」については事業者及び周辺住民等の個人情報を含み、個人の権利利益を害する可</p>
--	---

委員	<p>能性があり、伊丹市情報公開条例第7条第1号に該当するため非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p>
会長	<p>特にご異議が無いようですので、そういう形で進めたいと思います。</p> <p>それでは、議事に入ります。次第にあります通り、まず一つ目の議事の「副会長の選任」です。</p> <p>伊丹市都市景観審議会規則第5条第2項の規定により、副会長は委員の互選により定めることとなっております。</p> <p>《副会長の選任》</p>
会長	<p>では、田中委員、よろしくお願ひします。</p> <p>では、2つ目の議題「公共サインガイドラインの改定」の審議に移ります。審議に移る前に傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。</p>
事務局	<p>傍聴希望者はありません。</p>
会長	<p>傍聴者はいないとのことですので、改定概要を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題の「伊丹市公共サインガイドラインの改定」につきまして、わたくしよりご説明させていただきます。</p> <p>まず、最初に、改定の背景について簡単にご説明します。</p> <p>このガイドラインは、公共空間の景観誘導を目的として平成29年3月に施行されました「伊丹市公共施設景観指針」の中で、景観誘導の対象として道路舗装、工作物、公園などが挙げられているのですが、その中の一つとして位置づけられている公共サインについて、より具体的な設置基準を定めるものです。</p> <p>平成30年7月にガイドラインを策定しました際には、都市景観審議会委員の皆様よりご意見をいただきながら作成をいたしました。それから今日までガイドラインを運用してきました中で、追加した方がよい、または、少し基準を変更した方がよいと考えました点について、この審議会にて、皆様のご意見を賜りたいと考えております。</p> <p>それでは早速ですが、改定内容についてご説明いたします。</p>

資料 2-1、2-2、2-3 を平行しながらご覧いただきたいと思います。資料 2-2 が現行のガイドライン、資料 2-3 が今回の改定案のガイドラインになっております。資料 2-1「公共サインガイドラインの改定の概要」に沿って説明させていただきます。

1 つ目ですが、ユニバーサル対応について、記載を変更しました。現行のガイドライン、資料 2-2 の 17 ページと、改定案の資料 2-3 の 19 ページをご覧ください。

現行ガイドラインでは、多言語表記をする場合は少なくとも二カ国語表記をするように。表記が困難な場合は日本語表記のみという順番になっております。

その点につきまして、書き方を変更したいと考えております。多言語表記をあまり意識しますと情報が多くなり、かえって伝えたいことが伝わらないこともあります。また、シンプルですっきりとしたサインではなくなる恐れもあります。

そこで、改定案の POINT にありますように、3 段階で考えました。

1 番目ですが、「**■特に規制サインなどは、原則ピクトグラムとそれを補足する日本語のみで表示する。**」のところですが、まずは、文字表現ではなく、小さな子供や外国人にも理解しやすいピクトグラムを積極的に用いることを考えましょう。特に注意喚起や禁止事項については、瞬時に伝わる必要もございいますので、ピクトグラムを用いてシンプルなもので表現します。

2 番目の「**■広報サインや説明サインなどで、文字で情報提供する場合は「やさしい日本語」を活用し、漢字には適切にルビをふるものとする。**」ですが、広報サインや説明サインなど、どうしても文字での情報提供が必要な場合には、「やさしい日本語」を活用し、適切にルビをふるものとします。

そして 3 番目の「**■情報の相手方を想定し、必要に応じて多言語表記を適切に用いる。**」ですが、情報の相手方によっては、多言語表記が欠かせない情報もございいます。例えば、生命の安全に関する情報や、観光情報などです。例 2 であげています避難所のプレートは、4 か国語表記を用いています。そういった場合は、必要に応じて多言語表記を適切に用いることとします。

説明が後になってしまいましたが、「やさしい日本語」について説明をさせていただきます。先ほど例であげた避難所プレートのサインをご覧ください。この避難所プレートで「避難場所」を「逃げるところ」と書き換えているのがよい事例になりますが、日本語をやさしい言葉に言い換えて用いましょうというものです。

日本に在留する外国人の国籍が多様化・多言語化しており、日本語の普及が進んでいる中で、生活に必要な情報をわかりやすくした日本語で伝えようとするもので、政府により、ガイドラインも作成されております。

伊丹市においても先月、「伊丹市多文化共生推進指針」というものが策定されました。これは外国人と日本人が安心して暮らせる多文化共生を目的として策定されたもので、その中の一つとして、外国人とのコミュニケーション手法として、やさしい日本語の周知啓発がうたわれています。公共サインについても、その指針の考え方を取り入れる形とさせていただいています。1つ目の改定内容のユニバーサル対応については、以上となります。

次に、2つ目の改定内容についてご説明します。資料2-1の改定の概要でいいますと②番になりますが、「ロゴ、マスコットキャラクターの色彩ルールの考え方を追加」についてです。これについては、現行のガイドラインには記載自体にはありません。新しくガイドラインに取り入れる内容となります。資料2-3の20ページ下段の3-7 ロゴ、マスコットキャラクターをご覧ください。基本ルールとしましては、常設サインについては、ロゴや伊丹市のキャラクター、たみまるなどを載せることは禁止します、というものです。これは、シンプルで統一されたサインを目指しているので、キャラクターは不要と考えています。それについて明記をしました。

ただし、次のページ、仮設サインについては、3)において、原則使用可能としています。23 ページをご覧ください。横断幕は通常数週間、数か月単位の短期間の設置となっております。ほとんどがイベント告知や啓発サインとなっております。イベントにはキャラクターがつきものでして、PRキャラクターが用いられることは非常に多くなっております。その際、現行のガイドラインにおいては、資料2-2の21ページの下段にあるのですが、「色彩は3色まで」とした基準が、キャラクターの色ですぐに3色使われてしまうため、大変厳しく、ほぼ違反となってしまいました。結局、キャラクターは除外して考えるということで運用を行ってまいりました。実際、仮設サインは、常設ではありませんので、サインのデザインの統一についてはもう少し緩い基準でもよいのではないかと考えております。

そのため、今回の改定案として、横断幕や懸垂幕の色彩は白色を含む3色までとし、その際のロゴやマスコットキャラクターの色の数は基準に含めないというものを考えております。改定ガイドライン（案）にはそのように記載させていただいたのですが、改定案について判断に迷うところがございます。今回緩和したと言いましても、地色の白を含む3色というのは、まだまだ厳しいのではないかと考えており、過去のものや事例などを調べていましても、この基準に合致する仮設サインはなかなかございません。よくある横断幕の例をお示しします。検討のためスライドを用意しました。写真をご覧ください。

緑化フェアの横断幕をご覧ください。現状 4 色使われております。

(スライドにて過去掲載事例を紹介)

このように、ほかの横断幕についても 4 色以上の使用となっています。

また、選挙の横断幕についてですが、地色が黄色で派手でございますが、3 色以下の基準に合致してしまいます。

大体の一般的なものが、今の数え方ですと 4 色以上となります。

そこで、この場で委員の皆様はこの基準についてお伺いしたいと考えています。「原則、地色は白とするということは変えず、地色を白にした場合は、白を含めず 3 色まで使用可能」に変更したいと考えております。地色を白にした場合には白色を数に入れないことにより、地色を白色にするよう誘導することもできると考えております。

ロゴ・マスコットキャラクターについては、以上です。

改定の 3 点目資料 2-1 で言いますと③番協議等「事務の流れ」の案内、都市景観審議会の位置づけ、屋外広告物条例との関連について項目を追加についてです。改定案の資料 2-3 の 24 ページも併せてご覧ください。公共サインについて、事業課より相談がありました際は、基本的に景観審議会に諮り、デザイン審査小委員会に付議されるという形で運用してまいりました。改定前のガイドラインでは、都市景観審議会とはどんな組織なのかについて、触れられていませんでした。このガイドラインは事業課向けの手引書といった性質がありますので、審議会についての説明を簡単に追加しました。また、兵庫県屋外広告物条例の届出が必要になるケースもありますので、その旨の記載を追加しました。

改定の主な点については、以上 3 点になります。

その他、体裁の変更を行いまして、章立てを内容によって整理しました。その他細かい変更については資料 2-1 の 2 枚目と 3 枚目に記載しておりますので、お読みいただけたらと思います。

説明は以上となります。

ご意見や質問などございましたら、お願いいたします。

会	長	はい、どうもありがとうございました。ただ今、公共サインガイドラインの改定についてのお話を伺いました。これについて、ご質問・ご意見等がありましたらどうぞお願いします。仮設サインの色彩について3色まで使用できるよう運用されてきましたが、白を含めて3色、4色という意見がございましたが、ご意見いかがでしょうか。	
委	員	グラフィックデザインの考え方としては、白は紙の色と考え、色数に含めません。地色を白とした場合、それ以外に3色使うのであれば、使える色数を決めていかなければなりません。掛け合わせはありなのかなしなのか。どうお考えですか。	
事	務	局	掛け合わせとおっしゃいますと。
委	員	掛け合わせとういのは、黄色と青色を混ぜわせると緑となりますが、それがありなのか、掛け合わせても緑だけにするのか、割合を決めるのか、掛け合わせ無しなのかというのを決めていかないといけないと思います。	
事	務	局	先ほど写真で紹介された事例は地味ですよね。横断幕やポスターについては目につく色が重要です。大阪ではアイキャッチャーは使うべきと考えられていますので、イベントのキャラクターについては使っていくべきかと考えます。
事	務	局	アイキャッチという意味では、キャラクターについては、使用しても良いと改定したいと思います。色彩については、先程紹介した選挙の黄色の横断幕のようなものではなく、できるだけ周囲に調和したものとしていただくようお願いしております。
事	務	局	公共サインガイドラインについては、公共施設景観指針の広告における詳細な基準として策定しております。これは伊丹市の落ち着いたまちなみを目指すといったものを基本としておりまして、ある種厳しい基準となっていました。今回の改定で、ある程度緩和をさせていただこうと思いますが、伊丹の落ち着いたまちなみをイメージした、落ち着いた色彩としていただいています。
委	員	白はそもそも色数として入れるべきではないと思います。	
会	長	基本的には、事務局案で妥当ではないかということですね。他に意見等はございますでしょうか。	

<p>委員</p>	<p>今回、この会議の開催にあたり、この看板を持ってまいりました。 (伊丹商工会議所作成 鴻池地区の「清酒発祥の地」の看板) 市民の方々にも好評ですが、このデザインはどうなのでしょう。 この事例で言いますと3色以上ありますのでダメと言うことになるのでしょうか。白と青を入れ、水色と中間色を入れると「鴻池地区の清酒発祥の地」の白字というか黄色の入った白ですが、これは多色というのでしょうか。キャラクターも大きく使われていますが。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本的には、公共サインガイドラインの対象は原則公共が設置するサインですので、今回お持ちいただいたものは該当致しません。伊丹郷町地区に設置されるサインについては、民間が設置されるサインも含めてサインの種類によって色数や色彩の規定をお願いしておりますが、委員お持ちのサインについては、市が設置するものではありませんので、今回のガイドラインの適用を受けることはありません。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。そちらのサインは市の作成ではないため、公共サインガイドラインの適用外ということですね。他にございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>資料2-3の11ページの2-6維持管理についてですが、個別目標があって1、2とあって、定期点検というのは、2年と書かれていますが、この定期点検は2年だけということですかね。というのは強風等で落下や飛来が増えております。道路管理者からも道路占有許可の占有物件への維持管理に対する意見等がつけることができれば良いですが。 昨今の台風等で被害等が出る前に日常管理といいますか、維持管理についての文言をガイドラインに入れてはとどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>昨今の災害等の維持管理への対策についてのご意見ですが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。文言等については、取り入れていきたいと考えております。ここでご報告になりますが、都市計画課で所管しております地区計画区域内に設置している看板ですが、設置されてから20年程度が経ち、地域住民に十分が図られたこと、老朽化してきたことから撤去致します。このガイドラインに基づいた必要となるサインの指導をし、不要となった広告物等のあり方についても、他部局に情報発信させていただき周知していこうと考えています。</p>

<p>会 委 員</p>	<p>長 ご提案いただいた件については、事務局の方でご対応頂けるとのことですので、よろしく申し上げます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>長 神戸市では、4月から屋外広告物条例にて様式についても改めるといった動きがありますので、景観や安全面でも部局間で連携して配慮して頂ければと思います。</p> <p>長 屋外広告物条例についてですが、伊丹市では、兵庫県条例に基づき事務を行っております。兵庫県の動きとしても10年以上経過した4m以上の高い所に設置された屋外広告物については、広告物毎に点検を行っています。民間に向けたものではございますが、これに倣い担当部局についても周知を図っていきたくと考えています。</p>
<p>会 委 員</p>	<p>長 他にございますでしょうか。</p> <p>長 私から、大きく分けて2点あります。1点目が適用範囲についてです。改定案の1-6 4ページのところです。今回の改定で、「市民に配布して私有地に設置するサイン」と「公共空間に許可を受けて民間事業者が表示するサイン」を<本ガイドラインを参考にするもの>の中に入れたことは妥当な改正であると考えています。その中で、書かれている図についてですが、適用と適用外の2元的に区別されており、参考にするものの表現が抜け落ちていると思われる。せっかく表現されていることが抜け落ちていますので、うまく表現された方が良くと思います。</p> <p>長 2点目は、ユニバーサルデザイン関係ですが、今回多言語表記だけでなく、ユニバーサルデザインという方向性を出したこと、ピクトグラムやQRコードを活用する方向性を出したことは望ましいことであったと思います。どうやって外国人の意見や障がい者の意見を景観で取り入れていくかが気になっています。障がい者の方や車いすの方は動線が違うことから、見えにくい状況に配慮していく点が障がい者でしかわからないところがあるかと思っておりますので、そういったニーズを取り入れる体制をどうやって反映していくかが課題であると思います。</p> <p>長 多言語化にこだわらずピクトグラム、QRコードに比べてやさしい日本語の活用についても、望ましい方向であると思います。</p> <p>長 他方で注意していくことですが、規制が伴うものについては、ある程度つ</p>

	<p>めて考えていく必要があるかと思います。横浜市の路上喫煙防止に対する条例についてですが、過料した方が訴訟を起こした事例があります。はじめは、「私は認識できなかった。」という主張が通りました。しかし、二審では路上喫煙がいけないという共通認識のもとで判決が変わったという事例です。規制するサインに対してどこまで表現していくのかも、同時に検証が必要となると思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。2点ありましたが、適用範囲についてはいかがでしょうか。適用するものと適用外のものがあり、その間に参考にするものと3つありますが4ページの図では、適用するものと適用外ものとの2つを書かれているような形になっており、対応関係が良くわからなくなっています。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>委員のおっしゃる通りとなっておりますので、整理させていただき、図に表現し直します。</p>
<p>委 員</p>	<p>ガイドラインを作成したときの問題であったと思いますが、国や県に対して、強く言えないところはあるでしょうが、かといって参考にするものの分類にすることで意味があることかと思います。商工会議所の事例もそうですが、協議して頂くことは良いことかと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>順番の提案ですが、初めに適用するものをもってきて、その次に適用外とする内容を、その次に図をもってきて、最後に参考にするものという順に変更されてはいかがでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、検討させていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>もう一点の、ユニバーサルデザインについてはいかがでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>先ほどご指摘いただいた障がい者の方への部分ですが、改定案の14ページに色彩や見え方について記載しております。車椅子については10ページに、表示面の高さについて記載しております。</p> <p>規制がどこまでかかるのかという点で、喫煙訴訟の事例をあげていただきましたが、どのように盛り込もうかと悩みます。</p>

委 員	<p>伝わるのが前提のガイドラインですし、運用面で見直していただきながら、サインの内容の重要度に応じて変わってくるかと思しますので、はっきりと伝わる内容となるサインとなるのであれば良いと思います。</p>
会 長	<p>個人の利益に関わる中で、市民に伝えることや伝えないといけないところはサインだけでなく、ある意味しつこく伝えていくこともあるでしょうし、そのあたりの運用については、重要度に応じて対応しながら、ご検討されていくようなことですね。</p>
委 員	<p>当事者の意見を反映させていくことも必要かと思えます。当事者からしか見えることや見えないこともありますので、意見を取り入れていただけたらと思えます。</p>
会 長	<p>このガイドライン改定についてはどこか他の方の意見を聞かれたのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>外部の団体とは協議をしておりますが、市の内部で業務を所管しております国際・平和課等と協議しております。</p>
会 長	<p>このガイドラインの改定で絶対だということではないでしょうから、今後、きめ細かく都市景観に寄与するような内容にシェイプアップしていただければと思います。</p> <p>他にございますか。</p>
副 会 長	<p>少し細かいところですが、まず1点目、資料 2-3 19 ページ 情報提供のところでも詳しく分けていただけることは良いことかと思えますが、情報提供として行政サービス情報の記載がありますがこの意味合いでは、広すぎるかと思えます。何がふさわしいかはわかりませんが、もう少し上で記載しているような具体例を挙げていただければと思います。</p> <p>2点目ですが、ユニバーサル関係でやさしい日本語を使うやQRコードを使う等、前のガイドラインよりもきめ細かくなっているので良い改定になっていると感じています。その内容が基本目標について触れられていないので取り込んだ方が良いと思います。やさしい日本語やQRコードの利用などについて基本目標のところでも触れ、改定したことをわかりやすく伝えた方が良いと思います。</p>

事務局	委員のおっしゃる通りと思います。そのように反映致します。
会長	ほか、ご意見ございますでしょうか。
	特に意見が無いようですので、公共サインガイドラインの改定についての審議を終えたいと思います。意見については、事務局で審議いただき反映できるものは反映して頂ければと思います。
	続きまして、3 つ目の議事の「デザイン審査小委員会の報告」をデザイン審査小委員会の委員長でいらっしゃる委員からお願いします。
委員	よろしくお願いたします。資料としましては令和 2 年度第 1 回伊丹市都市景観審議会資料デザイン審査小委員会の報告になります。
	<p>前回の審議会は昨年度の 5 月でしたので、それより以降の、報告が出来ていない状況になっています。建築物の 10 件の審査と公共サイン関係 2 件の合計 12 件について、審査しました分を報告します。まず審査を行いました建築物 10 件の内訳としましては、昨年までは、共同住宅が多かったのですが、教育施設や官庁舎施設が多くなっています。民間保育所 1 件、こども園 1 件、新庁舎・保健センター 2 件の合計 4 件ございます。その他は共同住宅が 2 件、事務所が 2 件、福祉施設 1 件という内訳になっております。</p> <p>また、「伊丹市公共サインガイドライン」に沿って、伊丹市の公共サインに関する形態意匠や色彩計画に対し、助言を行った内容について 2 件報告します。結果として、審査件数としては全部で 12 件となっております。</p> <p>また、報告の最後にデザイン審査小員会で審査を行った完成物件を報告いたします。大規模な物件は完成までに数年を要する建築物が多いわけですが、昨年度の審議会では報告までに完成したものがほぼありませんでした。そのため、今回の審議会にて前回審議会から今までに完成した物件を報告したいと思います。</p> <p>完成物件の内訳といたしまして、共同住宅 6 件、こども園 2 件、事務所 1 件、納骨堂・店舗・書院の 1 件の計 10 件となっております。</p> <p>内容につきましては事務局の方から、件数も多いですので、要点を 1 つずつ説明していただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
事務局	それでは私より、令和元年 7 月から令和 2 年 9 月までに審査をおこないました建築物と公共サインについて報告させていただきます。件数も多くなっておりますので、審査物件を報告させていただき、一度質疑応答を挟んだ

後、完成物件のご紹介をしたいと考えています。

【1 件目】

はじめに、令和元年7月に審議しました、宮ノ前1丁目の2階建て保育所についてご説明します。こちらは、重点区域になります北少路村都市景観形成道路地区の基準が適用される区域です。

本計画は宮ノ前通り沿いにある保育園の分園の計画で、通りから少し離れた場所の駐車場への新築になります。写真とイメージパースをご覧ください。

伝統的な和風な建築物で、隣接する東側との住宅との連続性を意識された計画にされていました。

審議会からの助言・指導事項としまして、隣接住宅との連続性を考慮し、下層部を板張り、上層部に白壁を意識した仕上げとしてください。また、壁と屋根との関係がおかしいところがあり、伝統的な建築物の納まりである屋根を伸ばしその下に壁が来るようにしてくださいとしました。

審査会からの変更後のパースをご覧ください。隣接する東側住宅の外壁と同じ高さで上部を白壁、下層部を板張りで見直されました。また、北側から西側まで意匠が連続性を保てるように変更していただきました。屋根と壁の納まりの関係も見直しています。

こちらの物件は、令和2年3月に完成しております。完成写真をご覧ください。計画されていた板張り風の仕上げですが、新型コロナウイルスの影響により、海外からの資材の輸入が難しくなり、石調風の仕上げに変更されました。また、駐車場側も石調に近い、コンクリート打放し仕上げに変更しました。デザイン審査小員会からの意見があった北側から西側への連続性は確保していただきました。保育園に隣接する駐車場の塀の高さでは、安全性を考慮し、見通し良くするため、高さを低くされました。瓦を乗せた和風の意匠は、そのままとなりました。

【2 件目】

次に、令和元年11月に審議しました、野間1丁目の3階建てのこども園についてご説明します。本案件は、市域全域の基準が適用される区域内に位置しており、ささはら幼稚園を解体し、こども園に新築する予定です。

メインの外壁色は赤味がある材料で、庇には艶のある白が使われていました。また、全体的に手摺壁は湾曲した形状でしたが、3階庇は四角い形状になっていました。屋上機器については、機械系統毎にバラバラと配置されていました。

対応事項といたしまして色彩については、少し赤味を抑えた色彩としていただき、5YR7/2から2.5Y8.4/1.5の色彩にさせていただきました。庇の白N9.5から明度を抑えた白2.5GY8.9/0.4に変更され、少しグレーにさせていただきました。

3 階の庇の形状については、他の階に倣い、湾曲した意匠に整えていただき、四角い形状から丸い意匠に変更していただいています。屋上機器については機械系統を整理し、整列した配置計画に変更していただいています。

植栽計画については、北側に植栽豊富な野間東公園があり、本園とは少し離れた場所に駐車場と駐輪場が計画されており、公園からの植栽の連続性を意識した植栽計画にされました。

【3 件目】

次に、令和 2 年 11 月に審議しました瑞ヶ丘 2 丁目の 4 階建ての寄宿舎についてご説明申し上げます。この計画は既存の寮の横に増築するものとなります。基準としては、市域全域の基準が適用されます。

パースをご覧ください。外壁の色は、建築当初の白い吹付けタイルに合わせられましたが、真っ白だと目にまぶしく、汚れも目立つことから既存建築物の現状の色に合わせて明度を抑えた白にされました。植栽計画については、レイランディという洋風の樹木があり、他の和風樹木と比較すると異質な存在となってしまうため、植栽計画を変更する際は、他の樹種と調和するように検討をお願いしました。

【4 件目】

次に、令和元年 11 月に審議しました、藤ノ木 3 丁目の技術施設についてご説明申し上げます。基準としては、市域全域の基準が適用されます。

先に建設されている工場の北側に研修施設を増築する計画となっています。

助言・指導事項についてですが、外壁について、北面のグレーの色彩が大部分で使われており、圧迫感があるため避けてくださいと伝えましたが、メイン外壁のグレーはコーポレートカラーを使用しており、当初の計画通りの色彩計画を進めたいと回答されました。

低層部分のタイルや庇は、N3、N2.5 といった暗い色に使われていましたが明度を上げるようにとしました。検討いただいたところ少しではありますが、明度を上げて対応されました。

北側の道路際の植栽計画については、植栽帯の連続性が途切れるため、舗装部分と植栽部分を変更しました。

【5 件目】

次に、令和 2 年 4 月に審議しました、中央 6 丁目の店舗・事務所・共同住宅についてご説明申し上げます。この地域は伊丹郷町地区の基準が適用されます。敷地周辺は共同住宅・事務所等が多い地域となっています。敷地東側には、産業道路（主要地方道尼崎港池田線）が通り、伊丹郷町地区の入口の位置となっています。

助言・指導事項としまして、産業道路に面する東面の窓の形状や大きさがバラバラで統一感のない形状となっているため、統一してください。また、

1階の駐輪場の内壁については、連続性がないことから外壁の仕上げを内部の仕上げと同色としてくださいとお願いしたところ、合わせていただいています。

また、2・3階が店舗の計画となっており、広告物を設置する場合は、建築物と一体とならないよう指導しました。

【6件目】

次に、令和2年5月に審議しました、千僧1丁目の新庁舎の外構計画についてご説明いたします。

建築物の外観については、平成30年度10月に審査会を行っております。

植栽計画については、北側に対し、南西及び南東側に落葉樹を多く植栽されているところから、常緑樹を増やすように見直しています。また、南西角については、現在の総合教育センターの植栽を利用することから見直しは行わず、新たに西側の樹種を増やしています。

また、中庭に設置予定の環境ルーフの屋上緑化についても、メンテナンスに留意し、枯れないように将来の景観に配慮したものとしてくださいと協議したところタマリユウという樹種を選定されています。

北西角にあるクスノキ広場のベンチについては、パースではかなり座面が高く描かれており、利用者の目線に立った計画としてくださいと指導をしました。このクスノキについては、既存の樹木で協議の段階では、根の張り具合がわからないことから、工事で確認しながら、利用者や歩行者の目線に立った計画にしますと回答されています。

前回のデザイン審査会では、決まっていなかったメインとなる外壁の材料についてですが、明度が高く艶があるため、まぶしく感じる人がいることから、もう少し明度を抑えたN8.5として下さいとお願いしましたところ対応頂けることとなりました。

東側の階段ですが、南側の手摺が東側に回り、階段部分で斜材部分が連続しておらず、切れている形態となっており、一体感がなくなることから、連続性を考慮した配置計画をお願いしたところ、歪なデザインのボリュームが見えてしまわないようなデザインで、紙が重なるようなストライプパターンとしていますという主張で対応はされませんでした。

【7件目】

次に、令和2年5月に審議しました、千僧1丁目の保健センターです。

市域全域の基準が適用されます。今池を半分埋め立て、新たに保健センター、口腔保健センター、医師会、歯科医師会が入る建築物を計画されています。

審査会前のデザインですが、外壁に使用される材料は市庁舎と同じく白色の外壁とグレーの切り替えデザインでした。白色については、新庁舎に外壁に合わせたN8.5の白で合わせます。

グレー部分の切り替えについてですが、別棟のような印象を与えるため、

白の仕上げ塗材と同色にできないかと伝えたところ、色の切り替えは行わずすべて白色で統一されました。

植栽計画については、密集された植栽帯の中に将来的にかなり大きくなるセンペルセコイヤという木を植えられていましたので、植栽計画を見直しています。

【8 件目】

次に、西台 3 丁目の共同住宅についてご説明いたします。

市域全域の基準が適用されるので、すぐ東側には阪急伊丹線が通る地域となっております。

茶色が木調の手摺になります。この手摺については、当初より木調部分の彩度が基準値から外れており、色彩が適合する前提で協議を行ってまいりました。助言・指導事項としては木調部分の彩度が基準内となるように、また、広い面にたくさん集まると圧迫感を与えることから明るくしてくださいとお願いしました。協議を重ねる結果、景観計画に適合するように色彩を調整する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により、サンプルの調達が難しくなり、明度の高い素材の中にはデザイン的に良い木調の素材がなかったことから、木調の手摺をやめガラス手摺に変えられました。

また、吹付けタイルについては、他の材料と違和感のある色味がついていることと、コンクリート打放調仕上げについては、メンテナンスに留意した仕上げとして下さいと伝えたところ色味を合わせされました。

基準を超えた手摺については、アクセントカラーとし、1/10 以下に計画を見直され部分的な使用とされています。全体的な印象としまして明るい外壁となりました。

【9 件目】

次に、昆陽北 1 丁目の事務所についてご説明いたします。

住友電工の敷地の西端に事務所を増築されます。

南側にテクニカルトレーニングセンターという既存の建物があることから、白からテクニカルトレーニングセンターに合わせた N7 に、奥まった壁の N5.5 をコントラストを弱めた N6.0 にしていただきました。またサッシの色彩についても黒から明るい色に変更していただきました。

【10 件目】

次に、荻野 1 丁目の老人ホームについてご説明いたします。

市域全域の基準が適用される地域になります。

審査会からの助言・指導事項ですが、外壁タイルと吹付けタイルとで新型コロナウイルスの関係で空調の全館空調はできなくなり。空調機器は各室の個別空調となりました。室外機は床置きではなく、車椅子でバルコニーを避難できるようにと消防から指導があったことから天井吊りで計画されてまいりました。助言・指導事項としては、室外機が目隠しの設置等、機器をまとめる、

<p style="text-align: center;">事 務 局</p>	<p>建物の角への設置は避け、各階で位置を揃えるようお願いしました。協議の結果、可能な範囲で調整いただき、壁の空調スリーブの位置を再検討いただき建物の角は避け、位置を各階で揃えていただきました。</p> <p>また、道路から駐輪スペースが直接見えると景観を阻害する要因となることから駐輪場を東側へ変更し、代わりに植栽スペースに変更できないかご検討いただきましたところ駐輪場 2 台分減らし、その部分を緑地に変更されました。</p> <p>公共サインのデザイン審査につきましては、わたくしの方からご報告させていただきます。</p> <p>公共サインですが、平成 31 年度が 0 件、令和 2 年度に入りまして、2 件ございました。</p> <p>【1 件目】</p> <p>生活環境課の野良猫による迷惑防止啓発看板作成事業についてご説明します。生活環境課では、犬のフン持ち帰りや不法投棄禁止などの啓発看板を以前より作製しており、自己敷地内での掲示を希望する市民に配布しています。プラスチックの板で出来ています。</p> <p>本事業は、現行の看板の在庫が少なくなってきたのを機に、デザインを刷新するものでございます。</p> <p>デザインについてですが、当初の案としましては、西宮市の方で「ネコのエサやりマナー」というピクトグラムがございましたので、それを使用しようと考えました。西宮市は、公共サインについて、すでにガイドラインを策定され、オリジナルのピクトグラムを多数作成されております。</p> <p>伊丹市でも新たなピクトグラムが必要になった場合、同様のものが西宮市にあれば、それを利用させていただいているという経緯がございます。</p> <p>しかし、審査会では、このピクトグラムでは、エサを与えることを推奨しているように見えるという意見が多数ございました。「無責任に」の定義を明確にし、それを具体的に表現してはというご意見をいただきましたので、事業課に確認しまして、餌をあげることは禁止しないけれど、あげた後は残飯を片付けて欲しいという意味合いとのことでしたので、そういったピクトグラムになりました。</p> <p>また、フンを禁止するピクトグラムについては、実際の排便のスタイルに似せた方がよいという意見がございましたので、そのように変更しました。</p> <p>文字の表現箇所のルビや英語表記は国際・平和課の指導によるものでございます。</p> <p>現物は、まだ在庫があるということで、作製されていませんので写真がございません。</p> <p>【2 件目】</p>
--	---

	<p>次に、公園課によります、大阪国際空港周辺緑地 利用者向け注意喚起看板張替事業についてです。これは、伊丹スカイパークが、指定管理者制度を導入するのを機に、既存の注意喚起看板の内容を精査するとともに、デザインの刷新を図るものです。</p> <p>施設内 10 箇所の看板の、アルミ製の板面のみを張り替えるため、フレームと支柱は現状の緑色の支柱をそのまま利用します。</p> <p>デザインについてご説明いたします。当初より、ガイドラインに沿って、基本的にピクトグラムを使用したデザインで 2 案考えられました。</p> <p>ピクトグラムについてですが、バーベキュー等の火気使用の禁止と、花火の禁止と、ノーリードでの散歩禁止は西宮市がすでに作成したものを使用しています。その他、テント・タープの使用禁止、ボール・フリスビー・バドミントン等禁止、自転車・車輪付き遊具の禁止につきましては、ピクトグラムがなかったので、今回新たに伊丹市で作成しました。</p> <p>意見としましては、2 案のうち、白い縁がない方がすっきりとして十分目立つという意見をいただきました。</p> <p>水色のイメージカラーの配置につきましては、ご意見が分かれていましたが、最終的にこのようになりました。まだ、張替は未着手ということで、写真はございません。</p> <p>デザイン審査小委員会の報告について、ここまでの内容についてご質問などはございますでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。ただ今デザイン審査小委員会からの審査の報告をしていただきました。ただ今の報告につきまして、ご質問・ご意見・ご質問等がありましたらどうぞお願いします。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>補足になりますが、新市庁舎については、大規模かつ重要な建築物であり、2 回審査会を行っております。1 回目の審査会は昨年度の景観審議会で報告させていただきました。その審議会のなかで、ソーラーパネルに ITAMI と文字が入ってしまして、審議会からはあまり好ましくないとのご意見が出ました。その意見については、担当課に伝えており、前回の審議会からの意見も反映され、環境ルーフの屋根に計画を見直されております。</p>
<p>会 委 員 長</p>	<p>わかりました。他にございますか。</p> <p>公共サインについてピクトグラムは良いことだと先ほど感想を述べましたが、事例で同じピクトグラムでも違った意味に捉えられるという事例から、ピクトグラムは難しいものだと感じました。審査をされているデザイン審査</p>

会 事 務 局	長	小員会の先生方は大変だと思いました。 公共の看板について、フリスビーのピクトグラムについては商標登録ですが公共の看板に使用して良いのでしょうか。
	員	いかがでしょうか。
委 員	員	今、言われて気が付きました。確認致します。
	員	大丈夫かとは思いますが、確認をお願いいたします。
副 会 長	員	猫のピクトグラムのデザインでの箸のデザインが入っておられますが、私も家の周囲を掃除致します。火ばさみをもって掃除される方もいれば、袋をもって掃除される方もいらっしゃいます。人によっては掃除したものを草むらに入れられる方もいらっしゃいますよね。いろんな意味としてとらえられるので、デザインを変えれないのでしょうか。
	長	事務局で図案を考えたわけではなく、担当課から図案が出てきたものをピクトグラムにしております。
事 務 局	員	作成をする中で、色んな情報を入れると複雑になるとの意見がありました。箸や火ばさみ、肉の骨なんかも入れてみたところ、あまり情報を入れすぎますとかえって、伝えたいことがわからないと考え、色々な協議を行った結果、報告書のようなピクトグラムとなっています。
	長	ピクトグラムの下に文字も入っておりますので、それとあわせて見ていただければ、情報は伝わるかと思います。
会 委 員	員	箸や魚の骨や空き缶、いろいろなデザインが入っております。上のデザインの方が良いのではないのでしょうか。このデザインを毎日見るとなると私は不快に感じます。あまり良いデザインとは思いません。決まっているのでは、しょうがないですが。骨がありますがここまで情報を入れないといけなんでしょうか。
	長	残飯といったイメージからこのようなデザインとなってしまいました。
事 務 局	員	
	長	ピクトグラムはある程度抽象化して、それで意味がわからないといけなないので、具体的な絵にしてしまうと伝わり過ぎてしまうことにもなりますし、表現がなかなか難しいですよね。

<p>委 員 会 長</p>	<p>デザインは決まってしまうては、しょうがないですが。</p> <p>今後の課題として検討して頂ければと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>他にございますか。公共サインについて、いろいろご意見いただいておりますが、建築物は大丈夫でしょうか。無いようであれば、引き続きデザイン審査小委員会の完了物件の報告をお願いします。</p>
	<p>続きまして、デザイン審査を行い完成しました物件の報告を致します。</p> <p>【1 件目】</p> <p>平成 29 年 12 月に審査会を行いまして令和元年 8 月に完成いたしました、西台 3 丁目の共同住宅についてご説明します。こちらは、市域全域の基準が適用される区域となっています。</p> <p>パースをご覧ください。パースが薄く書かれており、わかりにくいですが、タイルと二次外壁となる吹付けタイルとのコントラストが強かったことから、二次外壁を白いタイルに近づくように明るく色合わせを行っていただきました。</p> <p>完成写真をご覧ください。デザイン審査小委員会からは変更があり、西面にアクセントカラーの適用範囲内で黒い縦のラインのタイルに変更しております。</p> <p>外構計画もフェンスとブロックの色彩を合わせていただきました。デザイン審査小委員会から助言・指導で、歩行者の目線に合わせた高木や中木をお願いしていましたが低木を植栽されました。</p> <p>【2 件目】</p> <p>次に、平成 30 年 4 月に審査会を行いました宮ノ前 2 丁目の共同住宅について説明します。こちらの共同住宅については、令和元年 9 月に完成いたしました。伊丹郷町地区の基準が適用されます。</p> <p>周辺の建物と違う色付きのガラス手摺やタイルを使用される計画で、その他目隠しであるルーバーやエレベーターの外壁に白い縦のラインが使われており、色数や要素を減らすように助言・指導事項としています。</p> <p>完成写真をご覧ください。協議の結果、色彩を周囲に近づけていただき、エレベーター外壁タイルの縦ラインやマリオンとして使われていたステンレスのルーバーは無くされました。</p> <p>外構計画についても北側の隣のマンションと合わせ、郷町地区に合う白い壁に瓦を乗せたデザインにしてくださいとお願いしました。協議の結果、黒い塀からグレーの塀となり、色彩は抑えていただきました。</p>

サインについては、マンションとしては珍しく大きなサインを当初使われておりましたが、協議の結果、小さいサインの計画とされました。

【3 件目】

平成 29 年 5 月に審査会を行いました宮ノ前 2 丁目の共同住宅について説明いたします。こちらの共同住宅についても、令和元年 9 月に完成いたしました。こちらの地域も伊丹郷町地区の基準が適用されます。敷地の一部が北少路村都市景観形成道路地区に面しております。写真をご覧ください。こちらの共同住宅は 2 期工事で、すぐ東隣に共同住宅が建つ計画となります。1 期工事に合わせた色彩と素材にするような助言・指導となりました。

パースをご覧ください。1 期工事と違い、低層部に使われる帯のタイルについては明るい色彩としてくださいという助言・指導事項となりました。こちらが、変更後のパースですが、タイル自体は変更せず、タイル目地を明るくしていただき、明るい印象となりました。

当初のパースでは、北少路村都市景観形成道路地区に面する門については、庵治石という和風ではありますが、様々な明るい色の石が使われる計画としておりましたが、庵治石はこの通りに使われていないため、白い塀に瓦が乗っている形態としてくださいと指導をしました。完成写真をご覧ください。助言・指導事項のとおり、庵治石を取りやめ、白い御影石に変更されました。

【4 件目】

平成 30 年 8 月に審査を行いました伊丹 2 丁目の納骨堂・店舗・書院について説明いたします。令和元年 9 月に完成いたしました。伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区内に建築されています。

平面図をご覧ください。今回は黒い線の箇所を 1 期工事、青い部が 2 期工事で今回の完成物件は 2 期工事になります。

審査会からの助言・指導事項として、通り側に木製ルーバーを目隠しとして設置されており、西面のレンガの透かし積みについて、圧迫感が出ないようにまた中の樹木が見えるように高さを抑えてくださいと協議したところ、高さを 45cm 下げてくださいました。

駐輪スペースについても、直接自転車が見えないよう、植栽で目隠しをしてくださいと伝えたところ、スペースに限りがあり植栽帯の確保が難しいため、既存の石積みの上にプランターを設置されました。

【5 件目】

平成 30 年 10 月に審査会を行いました御願塚 6 丁目のわかばこども園について説明いたします。令和 2 年 3 月に完成いたしました。市域全域の基準の地域になります。

当初の計画では、塗分けが行われており、またベースの色のベージュが濃い色であったことから協議事項として、色味を抑えてくださいとしています。また、濃い色を上層部で濃い色を使われており、低層部に使用するよう指

導しました。

協議の結果、上下の塗分けをやめていただいております。コンクリート打放しの庇については、使用範囲を減らしていただきました。

園全体として、植栽の写真は少ないのですが、緑の多い計画となっています。

【6 件目】

平成 30 年 10 月に審査会を行いました中野西 4 丁目のさくらだいこども園について説明いたします。令和 2 年 3 月に完成いたしました。市域全域の基準の地域になります。この計画は既存の桜台小学校のプールを解体し、南側に新たにプールを増築し、解体した場所にこども園を増築する計画です。

パースをご覧ください。黄色味の強い色彩を使用し、また、既存の園舎も先に建築されている小学校のプールの外壁に合わせるようお願いし、外壁の色彩については調整されました。

協議後、園庭が芝生となっています。3 つの屋根の中に屋上設備機器が入ってしまいましたが、囲いをつけ目立たなくなるようにされました。

東側の植栽については、沿道に植栽をし、駐輪場が直接見えないよう植栽するよう、指導したところ配慮をいただいた計画とされています。

【7 件目】

平成 30 年 12 月に審査会を行いました中央 2 丁目の共同住宅です。令和 2 年 3 月に完成いたしました。伊丹郷町地区の基準の地域になります。

パースをご覧ください。助言・指導事項といたしまして、2 次外壁の色を外壁のタイルに合わせてくださいとしました。上下の屋根について、屋根、壁、屋根といったデザインでしたが、伝統的な納まりに倣い、屋根の下に壁が来るように協議しましたところ対応頂きました。

完成写真をご覧ください。前面道路が狭く見上げる写真が撮りにくい状況でしたが、審査会の助言・指導事項の通りに計画を進めていただきました。

また、狭い範囲ではありますが、植栽帯を設けられています。

【8 件目】

平成 30 年 11 月に審査会を行いました中央 2 丁目の共同住宅について説明いたします。令和 2 年 3 月に完成いたしました。伊丹郷町地区の基準の地域になります。

パースをご覧ください。上部からコンクリート打放し仕上げ、石状吹付け、なまこ壁風の壁となっています。

完成写真をご覧ください。コンクリート打放し仕上げについては、本市の方針とは違うため、やめてくださいと指導しましたが、こだわりがあり、仕上げを変更せず、進められました。なまこ壁風のタイルと庇の屋根が濃すぎるため、瓦色程度の色で艶のないものとしていただきました。

当初の予定では、1 階部分に店舗が入る予定でしたが、店舗は決まっておられません。

<p>会 長</p>	<p>審査会以後は大きな変更なく進めております。</p> <p>【9 件目】</p> <p>平成 30 年 3 月に審査会を行いました西台 3 丁目の共同住宅について説明いたします。令和 2 年 10 月に完成いたしました。市域全域の基準の地域になります。</p> <p>パースのガラスが実際より濃い色でありましたので、パースとサンプルと乖離を訂正し、パースのみの変更となりました。</p> <p>タイル、吹付けタイルとも濃い仕上げを選ばれていたため、明度を上げ明るい材料としています。</p> <p>日の当たり方の関係で少し明るい写真ではありますが、パースよりも明るく感じられます。ガラスの色彩が特徴のある建築物となっています。</p> <p>植栽については、審査会後にソヨゴという高木を植える計画でしたが、植栽帯が少なく高木では難しいことから低木に変更されましたが、エントランスや道路廻りに植栽を増やしていただきました。</p> <p>【10 件目】</p> <p>平成 29 年 6 月に審査会を行いました北河原 1 丁目の事務所について説明いたします。令和 2 年 11 月に完成いたしました。市域全域の基準の地域になります。</p> <p>3 色の無彩色で計画されており、コントラストが強くなるため、抑えてもらうようお願いしました。また、低層部が色彩基準ギリギリの N5 程度の色彩でしたが、一番暗い色を N6 程度の明るさから検討して頂きました。</p> <p>変更後のパースについては助言・指導事項から N6 から N7 までの範囲の色彩でコントラストを抑えた計画としました。</p> <p>当初北側の植栽計画は森のような計画でしたが、見直していただき、デザイン審査後、公園のような植栽計画としていただきました。</p> <p>大規模な建築物のため、かなり存在感があります。遠くからもはっきりと見える建築物となっています。デザイン審査会後の協議どおり計画を進めていただきました。北側の植栽計画についても計画通り植栽いただきました。パース通りの完成となっております。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>ありがとうございます。これにつきまして、ご意見・ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>デザイン審査小委員会の委員の方々には、大変ご苦勞様です。今後も伊丹市の景観形成への寄与いただけますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは以上で、本日予定していました全ての案件は終わりましたので、</p>
------------	---

<p>事務局 会長</p>	<p>議事を終了します。皆様どうも貴重なご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。 最後に、事務局より何かありますでしょうか。</p> <p>【連絡事項】</p> <p>はい、どうもありがとうございました。 それではこれもちまして、第1回景観審議会を閉会といたします。 本日は、どうもありがとうございました。</p>
-------------------	--